

## 政務活動費に係る収支報告等の手続きのオンライン化の検討

### 1 地方自治法の改正（政務活動費関係）

令和5年5月8日に公布された改正地方自治法により、地方自治法第100条第15項に規定する政務活動費の議長への収支報告を電磁的記録により行うことができることとなった。

新	旧
<p>第100条 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。</u>）をもつて議長に報告するものとする。</p>	<p>第100条 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の<u>報告書を議長に提出するものとする。</u></p>

### 2 本県議会の運用

県議会では、政務活動費の収支報告について、「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例（以下「政務活動費条例」という。）」により4月30日までに収支報告書等を紙媒体により議長に提出することされており、会派届、会派異動届及び会派解散届（以下「会派届等」という。）並びに政務活動費の請求についても、同様に紙媒体で提出する取扱いとなっている。

### 3 地方自治法改正による影響

地方自治法の改正により、条例を根拠に電磁的記録による政務活動費の収支報告が可能となるが、そのためには、次のいずれかによる対応が必要となる。

- (1) 政務活動費条例の改正
- (2) 既存の「神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の読み替え規定を適用
- (3) 議会におけるデジタル手続条例の制定

いずれかの規定で対応する場合においても、電磁的記録による収支報告をオンラインにより提出する場合には、5万枚近い書類をオンラインで議長提出することが事務処理上、適当であるか検討する必要がある。

加えて、地方自治法ではなく、政務活動費条例を提出根拠とする会派届等並びに政務活動費の請求についても、当該手続きについてオンライン化の必要性があるか、併せて検討する。